

ご契約に関わる重要事項(特別高圧・高圧)

フジ物産株式会社

この書面は、小売電気事業者である当社が、電気事業法第2条の13の規定に従い、本「ご契約に関わる重要事項(特別高圧・高圧)」を交付の上、当社がお客さまと電気需給契約(以下「本需給契約」といいます。)を締結・継続するにあたって重要な事項を説明するものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解いただきますようお願い致します。なお、本書面は本需給契約の内容の全てを記載しているものではありませんので、需給契約の詳細については「電気需給約款」(以下「本約款」といいます)の内容をかならずご確認ください。

1. ご契約について

(1) 申込方法

当社所定の様式によりお申込みをしていただきます。

(2) 供給地点特定番号

インターネットの利用その他の当社が適切と考える方法により供給地点特定番号をお知らせいたします。なお、供給地点特定番号は、毎月の請求書にも記載します。

(3) 契約期間

本需給契約を締結し、お客さまおよび当社の間で定めた供給開始日から満了の日までといたします。ただし、契約期間満了日の90日前までに、お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、本契約は、さらに同一条件で更新されるものとします。

(4) 供給開始日(需給開始)

当社は、お客さまの本需給契約の申込みを承諾するときに、お客さまに供給開始日を通知し、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに供給開始日から電気を供給いたします。なお、お客さまの本需給契約の申込時に供給開始日を指定された場合には、原則として、お客さまが指定される供給開始日に一番近い検針日を供給開始日といたします。

また、天候、用地事情等やむを得ない理由によって、供給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客様に対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらかじめお客様と協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給します。

(5) 契約電力

- ① 電気の供給を受けるお客さまのうち契約電力が500キロワット以上のお客さまは、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と本件一般送配電事業者(お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者をいい、以下同様とします。)との協議によって決定し、当社が適切と考える方法によりお知らせいたします。
- ② 高圧電力で電気の供給を受けるお客さまのうち契約電力500キロワット未満のお客さまは、原則として、その1月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のいずれか大きい値とします。詳細は、本約款17.(2)をご参照ください。
- ③ 予備電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力と異なる契約電力を希望されるときは、使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものといたします。

(6) 供給電圧・周波数

<供給電圧>

本需給契約に基づく標準電圧とします。

<周波数>

本需給契約に基づく標準周波数とします。

(7) 電気料金およびその算出方法

(i)特別高圧、(ii)高圧電力、(iii)予備電力の毎月の電気料金は、「基本料金(力率による割引または割増後のものとします。)」と「電力量料金」の合計額に、「燃料費調整額」と「再生可能エネルギー発電促進賦課金(以下「再エネ賦課金」といいます。)」と「容量拠出金相当額」の金額を加えたものになります。

(i)、(ii)、(iii)の料金に関する算出方法の詳細については、本約款24「料金の算定」および「別紙」をご参照ください。

(8) 供給電力および供給電力量の計測方法ならびに料金調定の方法

使用電力量は、本件一般送配電事業者が設置する記録型計量器により計量いたします。ただし、本件一般送配電事業者の計量器の故障等により計量値が正しく得られなかった場合、お客さまと当社による協議を踏まえ、当社と本件一般送配電事業者との協議により決定した値とします。料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。ただし、①電気の供給を開始もしくは停止した月、②電気需給契約を終了した月または③契約電力等の変更により料金に変更があった場合は、基本料金を日割計算いたします。

(9) 料金等の支払い方法

料金については毎月、次のいずれかの方法により、工事費負担金その他についてはその都度、当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法により支払っていただきます。そのときの支払いにともなう費用は、お客さまの負担といたします。

イ クレジットカード支払(お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法。なお、この場合には、お客さまに当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただき、当社が承諾した場合に限ります。)

ロ 口座振込(当社の指定する金融機関口座あてに振り込む方法により払い込む方法。なお、振込手数料については、お客さまに負担していただきます。)

料金が支払期日までに支払われない場合には、料金から消費税相当額ならびに再エネ賦課金およびその消費税相当額を控除した金額に年14.6%を乗じて得た延滞利息を申し受けます。

2. 契約の変更または終了・解除

(1) お客さまからの申出による契約の変更または終了

<契約の変更>

原則として、契約期間中の変更はできません。ただし、やむを得ない場合は、当社と協議のうえ、新しい契約内容に変更できます。お客さまが契約電力を新たに設定もしくは契約電力を増加した後、契約電力を減少しようとする場合において、当社が本件一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合、またはお客さまが電気の使用を開始され、その後契約電力を変更する場合に、当社が本件一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合、原則としてお客さまよりその精算金を申し受けます。

<契約の終了>

契約の終了を希望される場合は、原則として、あらかじめ終了期日を定めて、2ヶ月前までに当社に書面またはその他の当社が指定する方法でその旨を通知していただきます。お客さまが本需給契約期間の満了前に当社との契約を解約される場合、当社は、違約金として、供給開始日から解約申入れの直前の検針日までの料金の合計を供給開始日から当該検針日までの合計日数で除した金額に、解約日から契約期間満了日までの日数および15パーセントを乗じた金額(1円未満の端数は切り捨てとします。)をお客さまより申し受けます。また、お客さまが契約電力を新たに設定もしくは契約電力を増加した後に、本需給契約を終了しようとする場合において、当社が本件一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合、またはお客さまが電気の使用を開始され、その後本需給契約を終了する場合に、当社が本件一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合、原則としてお客さまよりその精算金を申し受けます。

(2) 当社からの契約の解除

お客さまが以下のいずれかに該当する場合、当社は、本需給契約を解除することがあります。この場合、当社は、解除日の20日前までにその旨および解除日を明示して当社が適切と考える方法で通知するものとします。詳細は、本約款37、46、57および59をご参照ください。

- ① 電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき
- ② 料金の支払期日を15日経過してなお支払われないときおよび本需給契約の条項に違反したとき
- ③ 他の本需給契約(既に終了しているものを含みます)の料金を支払期日を15日経過してなお支払われないとき
- ④ 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき
- ⑤ 破産、民事再生その他の法的整理手続の申し立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申し立てをなしたとき
- ⑥ お客さまが、反社会的勢力との取引排除についての表明保証に反していることが判明したときおよび脅迫的な言動等反社会的行為を行ったとき

3. 電気の供給に関してお客さまにお守りいただく事項等

お客さまは、電気工作物等に支障がありまたは支障が生じるおそれがある場合等のご連絡、必要がある場合の立入業務、施設場所の無償提供、電気工作物の無償使用、計量器等の取り付け場所の無償提供、お客さまが施設した設備の無償使用、調査、保安などにご協力いただく必要がございます。詳細は、本約款5、6.(2)、28、30～36、52.(3)および54をご参照下さい。

4. 工事費の負担

電気の供給開始や契約電力の増加にあたってまたはお客さまの都合による契約電力等の変更などのお客さまの都合に基づく事情により、本件一般送配電事業者から接続供給契約に基づいて設備の施設にかかわる工事費の負担を求められた場合、当社はお客さまからその負担金を申し受けます。

5. 給電指令の際の措置および制限中止

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、本件一般送配電事業者により、お客さまに給電指令が行われ、お客さまの電気の使用が中止され、またはお客さまに電気の使用を制限されることがあります。但し、緊急やむを得ない場合は、本件一般送配電事業者により、給電指令が行われることなく、お客さまの電気の使用を制限し、または中止されることがあります。
 - イ 本件一般送配電事業者が維持および運用する電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ロ 本件一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
 - ハ 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要性が生じた場合
 - ニ 非常変災の場合
 - ホ その他需給上または保安上必要がある場合
- (2) (1)イ、ロまたはニにより、お客さまの電気の使用が制限され、または中止された場合には、あらかじめその旨を広告その他によって一般送配電事業者がお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急ややむをえない場合は、この限りではありません。
 - (3) 予備電力の使用が制限され、または中止された場合には、あらかじめその旨を広告その他によって一般送配電事業者がお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急ややむをえない場合は、この限りではありません。
 - (4) (1)の場合には、当社は、料金の減額等を行いません。

6. 本約款等の変更

- (1) 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容及びその効力発生時期を当社が適切と考える方法によりお客さまに周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。
- (2) 本約款その他本需給契約の条件(以下「本約款等」といいます。)の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、供給条件に関する契約変更前及び契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。なお、お客さまが、本約款の変更に伴い、契約変更後の供給条件に関する書面の交付を希望される場合には、当社お問い合わせ先まであらかじめその旨を要求していただくものとします。
 - ① 供給条件の説明および供給条件に関する契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と考える方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 供給条件に関する契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と考える方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
 - ③ 上記にかかわらず、本約款等の変更が、法令の制定または改廃に伴い必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および供給条件に関する契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび供給条件に関する契約変更後の書面交付をしないこととします。

- (3) お客さまと当社との間で本需給契約が成立した場合、本約款等、本需給契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく当社が適切と考える方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまはこの点に同意するものとします。なお、本需給契約に関する供給条件を記載した書面の再交付をご希望の場合には、当社お問い合わせ先までその旨を要求していただくものとします。

7. その他費用の負担

(4) 違約金

当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、内容に応じて違約金を申し受けます。

- ① お客さまが本約款37(2)に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- ② (1)の免れた金額は、本需給契約、本約款および別紙、別表に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- ③ 不正に使用した期間が確認できないときは、6月以内で本件一般送配電事業者が決定した期間といたします。
- ④ お客さまの申し出により、お客さまが本需給契約期間の満了前に当社との契約を解約される場合、当社は、違約金として、供給開始日から解約申入れの直前の検針日までの料金の合計を供給開始日から当該検針日までの合計日数で除した金額に、解約日から契約期間満了日までの日数および15パーセントを乗じた金額(1円未満の端数は切り捨てとします。)をお客さまより申し受けます。
- ⑤ お客さまが本約款49(1)、(2)に該当し、本需給契約が解除等となる場合においても、前項の違約金が適用されます。

(2) 延滞利息

当社は、支払期日を経過してもお客様が料金を支払わない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

原則として、お客さまが延滞料金の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払い義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。詳細は、本約款14および附則をご参照下さい。

(3) 契約超過金

当社は、契約電力が500キロワット以上のお客様が契約電力を超えて電気を使用した場合には、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、契約超過電力に基本料金率を乗じて得た金額をその1か月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。なお、契約超過電力とは、その1か月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とします。契約超過金は、契約電力を超えて電気を使用した月の料金の支払期日までにお支払いいただきます。

(4) 供給開始後の電気需給契約の消滅または変更に伴う料金および工事費の精算

当社は、お客様が、契約電力を新たに設定、または増加した後、1年に満たないでこれを消滅または減少させる場合であって、当社が一般送配電事業者から託送供給等約款に基づく請求を受けたときは、電気需給契約の消滅または変更の日に関し、料金および工事費の精算にかかる額を、お客様から申し受けます。

8. その他

当社と電気需給契約を締結される場合、お申込み前にご利用されていた小売電気事業者または取次店（以下「旧事業者」といいます。）との間で締結された小売供給契約が解除され、その内容に、違約金等の解約に関わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、上記違約金等を請求される場合があります。旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス等については、当社へのお申込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。詳細については、旧事業者にご確認ください。

9. お客様のご契約情報

ご契約情報については本需給契約に記載します。

10. 小売電気事業者の名称等・問い合わせ窓口

名 称:フジ物産株式会社(登録電気事業者登録番号A0810)

住 所:〒424-0847 静岡市清水区大坪2丁目5-32

電話番号:054-397-1543(エネルギー事業部)

受付時間:9:00~17:00 (土日、祝日を除く平日のみ)

以上